



各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所 代表者名 代表執行役社長 前田 東一 (コード番号 6361 東証第 1 部) 問合せ先 総務部長 鈴木 俊昭

(電話 03-3743-6111)

2016年5月17日付「控訴の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、ヤマト運輸株式会社(以下、「ヤマト運輸」)が提起した損害賠償請求訴訟の第1審判決について控訴しておりましたが、2018年6月28日、東京高等裁判所より判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁判所:東京高等裁判所

(2) 年月日:2018年6月28日

2. 控訴人兼被控訴人(第1審原告)

(1) 商 号 ヤマト運輸株式会社

(2) 本店所在地 東京都中央区銀座2丁目16番10号

(3) 代表者の氏名 代表取締役社長 長 尾 裕

3. 訴訟の提起から控訴審判決に至るまでの経緯

当社は、2007年12月25日にヤマト運輸との間で当社羽田事業所(東京都大田区羽田旭町11番1号等)の土地(以下、「本件土地」)等を売却する売買契約(以下、「本件土地売買契約」)を締結し、2010年9月30日に本件土地をヤマト運輸に明け渡しました。その後、2011年1月にヤマト運輸から、本件土地に非飛散性の石綿を含有したスレート片(以下、「非飛散性石綿含有スレート片」)が存在しており、これは本件土地の瑕疵に該当するとの通知を受けました。

本件について、双方の協議による解決を模索してまいりましたが、ヤマト運輸・当社間での協議による解決が成立せず、2012 年 3 月 28 日に、ヤマト運輸は、非飛散性石綿含有スレート片を含む本件土地の土砂約 13 万 6 千㎡を産業廃棄物として撤去処分したとして、当該撤去処分工事の工事費用に相当する金額、並びに当該撤去処分工事によってその後に本件土地上で行われた物流ターミナルの建設工事が遅延したことにより生じた損害金の合計金 73 億8483 万 7969 円(最終的に 85 億 509 万 5193 円に請求を拡張。)の損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

その後、2016年4月28日にヤマト運輸の請求を一部認容する第1審判決が言渡されましたが、ヤマト運輸及び当社の双方ともこの判決を不服として、ヤマト運輸は2016年5月12日に、当社は同月17日に東京高等裁判所に控訴し、本日、東京高等裁判所において判決が言渡されました。

4. 判決の内容 (要旨)

(1) 原判決を次のとおり変更する。

第 1 審被告は、第 1 審原告に対し、59 億 5278 万 3219 円及びこれに対する支払済みまで年 6 分の割合による遅延損害金を支払え。(当社注:第 1 審判決で支払いを命じられた 56 億 1812 万 4016 円を 3 億 3465 万 9203 円増額する判決。)

第1審原告のその余の請求を棄却する。

- (2) 第1審被告の本件控訴を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1審、2審を通じてこれを10分し、その3を第1審原告の負担とし、その余を第1審被告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

(参考)

第1審の判決内容(要旨)は以下のとおりであります。

- (1) 被告は原告に対して金 56 億 1812 万 4016 円及びこれに対する支払済みまで年 6 分の 割合による遅延損害金を支払え。
- (2) 訴訟費用は3分の1を原告の負担とし、3分の2を被告の負担とする。
- (3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、判決の内容を精査したうえで、上告提起及び上告受理申立てを行う予定であります。

なお、当社は過年度において本件に係る訴訟損失引当金 64 億 64 百万円を計上済ですが、 今回の判決が当期の業績に与える影響については精査中です。今後開示すべき事項が判明し た場合には、速やかにお知らせいたします。

以上